

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年4月3日

京都府知事 山田 啓二

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借する物品の名称及び数量
京都府立農業大学校に係る情報教育機器賃貸借仕様書のとおり
- (2) 賃貸借する物品の特質等
入札説明書及び京都府立農業大学校に係る情報教育機器賃貸借仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成29年5月1日まで
- (4) 納入場所
京都府立農業大学校
京都府綾部市位田町桧前30
- (5) 期間
平成29年5月1日から平成34年4月30日

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒623-0221
綾部市位田町桧前
京都府農林水産技術センター畜産センター
電話番号 (0773)47-0301 FAX (0773)48-0722

(2) 入札説明書の交付期間

平成29年4月3日（月）から平成29年4月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又

- は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「物品（レンタル・リース）」に登録している者
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ 申請書又は添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
エ 契約締結後、業務を確実に履行できると認められる能力を有しない者
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 京都府内に本社又は営業所を有する者であること。
- (5) 契約締結後当該物品を確実に納入することが出来、かつ、納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを、京都府の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成29年4月3日（月）から平成29年4月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(7) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所あてに返信用切手205円分を同封の上申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(7) 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(7) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「物品（レンタル・リース）登録通知書（写）」

(イ) 1の(5)の期間中、機械が正常に稼働するよう製造業者等がアフターサービス体制をとる旨明記した保守等体制報告書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立農業大学校情報教育機器賃貸借一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7により資格審査の結果を通知した日から平成29年4月25日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府農林水産技術センター長（以下「センター長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請

書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他センター長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年4月25日（火）午後1時30分

イ 場所

綾部市位田町松前

京都府農林水産技術センター 畜産センター会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂

正した入札書で入札した者

- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
- カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
- キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- ク その他入札に関する条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

京都府会計規則第147条第2項第3号により免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の 違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は契約保証金を免除する。

14 その他

- (1) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。